

## 検討の進め方（案）

検討に当たっては、まず、非鉄業界、鉄鋼業界、電子基盤の製造業界からヒアリングを行い、現状認識について共通の土台に立った上で、主に以下について検討を進めていくこととする。

### （１）対象に加える物質

再生利用認定制度という特例制度を設けた趣旨、とりわけ 3 R の推進といった観点も踏まえ、有害な性状を有するものであっても、生産設備等において相当程度に安定的な再生利用が確保されること、生活環境の保全が十分に確保できること等を勘案しつつ、再生利用認定制度の対象として加えるべき物質について検討を行う。

### （２）対象に加える廃棄物

（１）の観点も踏まえ、（１）を含有する廃棄物について、バージン原料と同等程度又はそれ以上に含有する（あるいは回収できる）場合等、一定の要件が必要となることが想定されるが、どのような性状の廃棄物であれば対象となり得るかの検討を行う。

### （３）対象に加える再生方法

（２）の廃棄物について、高度な生産技術により効率的な回収が可能であること、生活環境の保全が十分に確保できる再生利用が可能である等、対象とすべき再生方法について検討する。

いずれにおいても、生活環境の保全が十分に確保できる再生利用が確実にできることが前提。